

# 文化学園大学紀要 投稿規程

第1条 紀要への投稿は、原則として文化学園大学教員とする。

(投稿原稿)

第2条 投稿原稿は他の出版物に発表されていない原著とする。

- 2 原則として一人1編とする。ただし、共著論文の第2執筆者以降の場合はこの限りではない。
- 3 投稿原稿は図表等を含め、刷り上がり15ページ以内を原則とする。
- 4 原稿執筆の詳細は、執筆要項を別に定める。

(投稿手続)

第3条 投稿原稿は原則として登録を経て、研究委員会の定める期日までに同委員会に提出する。

(原稿の審査)

第4条 投稿原稿の掲載の適否に関する最終判断は、研究委員会が行う。

(校正)

第5条 校正は原則として再校までとし、執筆者の責任において行う。

(別刷)

第6条 別刷は、論文1編につき50部までは無料とする。

(著作権及び著作物の電子化と公開許諾)

第7条 紀要に掲載された著作物の著作権は執筆者に帰属するが、次の制約を受ける。

- (1) 掲載された論文は、「電子化及びインターネット公開許諾書」(別紙様式)により許諾を得たうえで電子化し、研究委員会が適当と判断したネットワーク上に公開する。
- (2) 公開許諾後これを撤回する場合は、研究委員会委員長あてに書面でその旨申し入れる。
- (3) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害等の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。

(事務)

第8条 紀要編集に関する事務は、事務局研究協力室が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 文化女子大学紀要 服装学・造形学研究投稿規程
  - (2) 文化女子大学紀要 人文・社会科学研究投稿規程

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

## 附 則

この規程は、2022年4月1日から改定施行する。